

消 防 災 第 113 号  
平成29年 8 月 2 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消 防 庁 防 災 課 長  
(公 印 省 略)

### 大規模火災時における的確な住民行動等の確保について

消防庁では、平成28年12月22日に発生した糸魚川市大規模火災を受けて、「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会」を開催し、報告書を取りまとめるとともに、「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会の検討結果について」（平成29年 5 月19日消防消第117号）において、消防機関と連携した延焼防止、飛び火警戒、避難誘導など、的確な住民行動の確保について引き続き検討することとしておりました。

今般、木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域において、延焼防止・飛び火警戒行動など住民が取るべき行動等について下記のとおり取りまとめました。

首都直下地震などの大規模地震では、同時多発火災に加え、飛び火による火災がより広範に発生すると想定される中、今後も進展する高齢化を踏まえた避難体制の確保など、住民の自助・共助による初動対応がますます重要となります。こうした地震火災や大規模火災に備えて、市町村は、木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域を平時から住民に周知しておくとともに、当該地域の住民や自主防災組織は、延焼防止、飛び火警戒、早期通報、避難行動要支援者への対応を含めた避難等の実践的な訓練を行っておく必要があります。

については貴管内市町村に周知し、取組を促していただくとともに、貴都道府県におかれましても適切な指導・助言をしていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出することを申し添えます。

### 記

- 第1 木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域に対するリスク周知  
消防本部等と連携し、木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険

性の高い地域を確認し、強風下における火災や飛び火の特性も含めて、住民へ火災発生及び延焼リスクを周知すること。なお、木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域については、「糸魚川市大規模火災を踏まえた「木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域」の指定要領等について（通知）」（平成29年7月31日付け消防消第193号）を踏まえ、消防本部において確認・指定した地域を想定しているが、確認・指定が完了していなくとも、該当すると考えられる地域を広くとらえ、住民へリスクを周知することが望ましい。

## 第2 火災覚知後の早期住民周知

消防本部等と連携し、強風下で火災が発生し、延焼のおそれがある場合等には、住民が的確に行動できるよう、火災覚知後速やかに周辺住民に対する警戒呼びかけなどの情報提供を行うよう努めること。その際の伝達手段については、広報車のほか、防災行政無線（戸別受信機を含む。）や緊急速報メール・登録制メールなど複数の手段により、確実に伝達できる体制となるようにすること。

## 第3 初期消火の実施

火災を覚知した場合には、早めの避難行動をとるべき避難行動要支援者、高齢者、幼児などの要配慮者（以下「要配慮者等」という。）以外の周辺住民及び自主防災組織等は、消火器等による初期消火に取り組む必要がある。また、大規模な地震で火災が発生した場合には、消防機関等が必ずしも迅速に対応できないこともありうることから、周辺住民及び自主防災組織等がスタンドパイプや可搬式小型動力ポンプにより消火活動に当たることが必要となる。

消防機関等とどのように連携するか、どの程度まで住民が対応するか、地域の状況に応じてあらかじめ定めるとともに、資機材の操作方法等の習得訓練を実施すること。

## 第4 延焼防止、飛び火警戒、消防機関等への早期通報

消防機関等が現場に到着し警戒線が引かれた後で、火元から離れた場所であっても、要配慮者等以外の周辺住民及び自主防災組織等は、消防機関との連携の下、自身の安全が確保できる範囲内で、

- ・窓及びドア等の開口部を閉め、屋内に火の粉が飛び込まないようにするとともに、その旨、付近の住民に呼びかける
- ・発煙箇所等の発見に努め、発見したら直ちに初期消火に当たるとともに、付近にいる消防隊員等に伝える又は119番通報する

など、より多くの人々が火災の状況を監視し、延焼防止、飛び火警戒、早期通報などの活動を行う必要があり、その周知、訓練を実施すること。

## 第5 要配慮者等への対応を含めた避難誘導等

火勢が消防力を上回り、延焼拡大のおそれがあると判断した場合には、市町村長は、避難場所等を示して速やかに「避難勧告」、「避難指示（緊急）」を発出することができるよう、消防機関との情報伝達・共有できる体制を確保し、火災の状況を的確に把握できるようにすること。なお、高所見張りなど可能な限り俯瞰的に情勢を把握できる体制を確保しておくことが望ましい。

また、周辺住民に対する声かけ、呼びかけなど避難誘導を行うため、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」の発令状況や現場の状況の変化を、消防、警察、自主防災組織等の各機関等に確実に伝達・共有される体制を確保すること。

特に、要配慮者等については、避難までの時間を要することから、「避難準備・高齢者等避難開始」を活用するなど、住民及び自主防災組織等が連携して早めの避難行動が取れるよう、避難のタイミングや方法等についてあらかじめ定め、訓練を行うこと。

### 【担当】

消防庁国民保護・防災部防災課

田中、和田、森田

電話：03-5253-7525

# 大規模火災時における的確な住民行動等の確保について

- 津波とは異なり、火災は迫ってくる速度が遅い  
→避難行動要支援者は直ちに避難、自主防災組織等は初期消火、延焼防止活動等をした後に避難
- 特に同時多発の地震火災などでは消防機関が迅速に対応できない  
→自主防災組織等は通常の消火器によるものに加え、スタンドパイプなどによる初期消火を実施
- 飛び火警戒活動は消火活動よりは安全であり、周囲にいる住民による取組が可能  
→より多くの目で監視する必要、出火を見つけたら早期の通報、資機材が充実している消防団等と連携した取組を実施

	要配慮者（避難行動要支援者や高齢者、幼児など）	自主防災組織等	
		通常の都市火災	特に同時多発の地震火災など
平時	<b>【リスク認識】</b> ○居住地の火災発生・延焼リスク    ○強風下の火災の特性    ○飛び火の特性		
	<b>【訓練等参加】</b> ○避難の時期、方法	<b>【訓練等参加】</b> ○初期消火（消火器）の方法 ○延焼防止、飛び火警戒活動 ○避難の時期、方法	<b>【訓練等参加】</b> ○消防機関が必ずしも迅速に対応できないことに備えた、初期消火（スタンドパイプ等）の方法
初期消火・早期発見等	<b>【早期覚知】</b> ○戸別受信機を含む防災行政無線の活用    ○緊急速報メール、登録制メールの活用		
	<b>【避難】</b> ○出火元周辺の要配慮者は早めの避難	<b>【初期消火】</b> ○消火器による消火活動	<b>【初期消火】</b> ○スタンドパイプ等による消火活動
消防隊到着・延焼拡大	<b>【避難】</b> ○警戒線内は直ちに ○警戒線外でも、風向き等を勘案して避難勧告・指示（緊急）発令前の早期に ○避難勧告等発令区域内となった場合 →関係機関が連携して避難誘導體制を確保	<b>【延焼防止、飛び火警戒、早期通報】</b> ○警戒線外で特に風下にいる住民は、延焼防止活動等を実施	
		<b>【避難】</b> ○延焼防止活動等実施中に身の危険を感じたら逃げる ○警戒線を越えて延焼拡大（避難勧告等を発令）する場合には避難 →俯瞰した情報収集・提供、避難勧告等発令の判断基準検討、避難誘導體制確保	

※ 赤線は避難のタイミングを表す